

平成 25 年 3 月 3 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
2 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

平成 25 年 3 月 3 日

---

◎ 議事日程 第 1 号

平成 25 年 3 月 3 日（日曜日）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 発議第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 第 4 議案第 1 号 専決処分について  
新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 5 議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について
- 第 8 議案第 5 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 6 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 10 議案第 7 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 11 議案第 8 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 12 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第 1	会議録署名議員の指名について	4
日程第 2	会期の決定について	4
日程第 3	発議第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	5

日程第 4	議案第 1 号	専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更 について
日程第 5	議案第 2 号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 6
日程第 6	議案第 3 号	新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部改正について・・・・ 6
日程第 7	議案第 4 号	新潟県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
日程第 8	議案第 5 号	平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算（第 1 号）について・・・・・・・・・・・・ 6
日程第 9	議案第 6 号	平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第 2 号）について・・・・・・ 6
日程第 10	議案第 7 号	平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
日程第 11	議案第 8 号	平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算について・・・・・・・・・・・・・・ 6
日程第 12	一般質問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

---

◎出席議員（24 人）

佐藤 豊美	丸山 広司	柳沢 周治
熊倉 均	高橋 新一	宮野 昭平
山賀 一雄	関 龍雄	小堺 清司
渡辺 みどり	山田 勉	中島 義和
豊岡 賢二	林 茂	浅間 信一
大塚 フミ子	中沢 一博	小林 政榮
本間 博明	熊倉 正治	佐藤 守正
藤ノ木 浩子	池田 力	津野 庄衛

---

◎欠席議員（6 人）

古畑 浩一	大澤 祐治郎	富樫 誠
山口 周一	中野 勝正	松浦 春次

---

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠	田	昭
副広域連合長	渡	邊	廣吉
事務局長	池	上	忠志
業務課長	猪	俣	仁
総務係長	渡	辺	広彰
医療給付係長	齋	藤	敬子
保険料賦課係長	小	林	弘典
電算システム係長	西	川	孝一

---

◎職務のため出席した者

議会事務局長	松	崎	義春
議会事務局員	三	浦	勲
議会事務局員	小	山	真吾
議会事務局員	竹	内	理恵

---

午後 2 時 00 分 開 議

**○議長（佐藤 豊美）** これより、平成 25 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 24 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

最初に、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、定期監査及び例月現金出納検査結果の報告であります。

監査委員より、昨年 8 月から本年 1 月までの定期監査及び例月現金出納検査の結果について報告があり、議長においてこれを受理しておりました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものであります。

ここにご報告いたします。

---

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

**○議長（佐藤 豊美）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において豊岡賢二議員及び小林政栄議員を指名いたします。

---

△日程第 2 会期の決定について

**○議長（佐藤 豊美）** 日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐藤 豊美）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

---

△日程第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤 豊美） 次に、日程第3、発議第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

次に、本件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、発議第1号、新潟県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について採決いたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 
- △日程第4 議案第1号 専決処分について  
新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- △日程第5 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- △日程第6 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- △日程第7 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について
- △日程第8 議案第5号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- △日程第9 議案第6号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- △日程第10 議案第7号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- △日程第11 議案第8号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（佐藤 豊美） 次に、日程第4、議案第1号「専決処分について」から日程第11、議案第8号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田 昭） はい、議長。

○議長（佐藤 豊美） 篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田 昭） 広域連合長の篠田です。

それでは、議案第1号から第8号について、説明させていただきます。

初めに、議案第1号、専決処分についてであります。

これは、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同

組合規約の変更に関する専決処分の報告であります。

下越清掃センター組合と上越地域水道用水供給企業団の2団体が3月末で解散し、同組合を脱退するとともに、小千谷市が新たに公平委員会に関する事務の共同処理に加わりますことから、構成団体である当広域連合においても規約の一部改正が必要となったものであります。

新潟県市町村総合事務組合において、施行日までに国・県への手続きが必要となることから、期限が今年2月21日とされていたため、2月8日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案第2号、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてであります。

保険料の軽減財源である国からの臨時特例交付金の受け入れ先となります後期高齢者医療制度臨時特例基金につきまして、平成24年度末となっている失効期日を、国が示しています要領にしたがい、平成25年度末に変更しようとするものであります。

次に、議案第3号、新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

今般、地方自治法の一部改正により、議会の本会議においても、公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったことを受けまして、この公聴会の出席者や参考人について、費用弁償の支給ができるよう規定を整備するものであります。

次に、議案第4号、新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成についてです。

広域連合には、地方自治法により、広域計画の作成が義務付けられておりますが、当広域連合におきましても、これまで、平成19年2月に現広域計画を作成し、県内全市町村と相互に役割を担い、連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてきたところであります。

現計画の計画期間が、平成24年度末で満了となりますことから、新たな計画、第2次広域計画を作成しようとするものであります。

次に、議案第5号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ15億2,473万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億7,533万9千円とするものであります。



次に、議案第6号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,001万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,527億1,667万1千円とするものであります。

次に、議案第7号、平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

広域連合の運営に係る事務経費を計上するものであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8,320万円と定めるものであります。

次に、議案第8号、平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療制度の給付事務に係る経費を計上するものであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,588億6,460万円とし、一時借入金については、借入れの最高額を200億円と定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**○議長（佐藤 豊美）** ありがとうございます。

なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

池上事務局長。

[池上事務局長、自席で説明]

**◎事務局長（池上 忠志）** それでは、議案第4号から第8号までにつきまして、補足説明をさせていただきます。

失礼をいたしまして、着席にて説明させていただきます。

初めに、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」説明いたします。

予め議案書と併せて送付いたしております「平成25年2月定例会提出議案の概要」の資料の中程に紫色の仕切紙が入っております。

「議案第4号関係資料」と書いてございますが、この紫色の次の頁をご覧くださいと思います。

最初に、第2次広域計画の作成方針についてですが、第1次広域計画の計画期間の状況を踏まえまして、引き続き基本方針を踏襲することといたしました。

次に、第2次広域計画（案）についてです。

1の 第2次広域計画の構成についてです。

第1次広域計画の構成と同様とし、本広域連合規約第5条に規定しています「広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること」と「広域計画の期間及び改定に関すること」の2項目を基本とし、「計画の趣旨」、「項目」、「基本方針」及び「資料編」を加えて構成いたしました。

2の広域連合及び関係市町村が行う事務につきましては、この制度施行後における実績を踏まえまして、第1次広域計画と同様としました。

3の第2次広域計画の期間及び改定についてですが、計画期間は、第1次広域計画で定めたとおり5年間、平成25年度から平成29年度までとし、期間内において必要があると認められるときは、議会の議決を経て改定を行うものとなりました。

なお、参考までですが、後期高齢者医療広域連合の事業概要は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療給付に限られているため、一般的な事業を行う広域連合と異なり、裁量の部分がほとんどないということ等から、広域計画の内容の構成は、全国的に見て、ほぼ同様となっています。

また、裏面に記載されておりますが、広域計画を作成するに当たりましては、関係市町村と協議を行うとともに、パブリックコメント等も実施したところでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

詳細は、「議会2月定例会予算書、予算に関する説明書」に記載のとおりでございますが、主なものについて、「議案の概要」の、薄緑色の仕切りの次の頁にあります「議案第5号関係資料」で説明いたします。

なお、金額につきましては、特に申し上げるもの以外は、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

以下、同様とさせていただきます。

それでは「議案第5号関係資料」をご覧くださいと思います。

まず、補正理由ですが、国の補正予算に係る平成25年度保険料軽減財源の受入れ及び決算見込みに基づいた事務的経費を補正するものであります。

主な歳入予算ですが、まず、「分担金及び負担金」であります。説明欄の「共通経費負担金」です。

これは、各市町村からご負担をお願いしている事務費負担金であります。その2段下にあります「前年度繰越金」の計上と、歳出の事務的経費の減額に伴い、記載の額を減額補正するものであります。

なお、「前年度繰越金」は、平成 23 年度決算において発生した、共通経費負担金の余りですので、この補正をもって 23 年度負担金の精算ということになります。

資料の次の頁にある別紙に、市町村別の補正後の負担金額を記載しています。

次に、「国庫支出金」であります。説明欄の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」です。

平成 25 年度の保険料軽減のため、国からの交付金を広域連合の平成 24 年度歳入として受入れ、同額を支出、臨時特例基金に積立てるものであります。

平成 25 年度には、この基金を取り崩し、保険料軽減財源に充当するものであります。

続きまして、主な歳出予算です。

こちらは、「総務費」のみの補正です。

説明欄「一般管理費」につきましては、特別会計の事務的経費の決算見込に基づき、その財源である繰出金の不用額を減額するものであります。

「臨時特例基金事業費」につきましては、先ほど歳入でご説明しました「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を基金に積立てるものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

次に、議案第 6 号「平成 24 年度（新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療）特別会計 補正予算（第 2 号）について」説明いたします。

「議案の概要」のピンク色の仕切りの次の頁、「議案第 6 号関係資料」をご覧ください。

補正理由は、前年度繰越金を医療財政調整基金に積み立て、並びに決算見込みに基づいて事務的経費を補正するものです。

主な歳入予算ですが、「繰入金」は事務的経費の決算見込みにより、また「繰越金」につきましては、平成 23 年度決算において発生した剰余金を医療財政調整基金に積み立てるための財源として、それぞれ説明欄記載のとおり補正するものです。

続きまして、主な歳出予算ですが、こちらも「総務費」のみの補正です。

「電算システム経費」につきましては、決算見込に基づく不用額を減額するものです。

「医療財政調整基金経費」につきましては、前年度繰越金を医療財政調整基金に積み立て、翌年度以降の保険給付費等に充当するものであります。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

次に、議案第 7 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」説明いたします。

「議案の概要」の、空色の仕切りの次の頁「議案第 7 号関係資料」をご覧ください。

主な歳入予算です。

「分担金及び負担金」であります。市町村の共通経費負担金は、対前年度 6.1% 減の、記載の額をお願いするものであります。

なお、市町村ごとの内訳につきましては、資料の次の頁にある別紙のとおりです。

「国庫支出金」につきましては、説明欄記載のとおりですが、「後期高齢者医療制度事業費補助金」、「特別調整交付金」につきましては、それぞれ、主な歳出予算の説明欄に記載の「後期高齢者医療制度事業費（補助事業）」、「特別調整交付金事業費（補助事業）」の充当財源としているものです。

続きまして、主な歳出予算です。

総務費の説明欄の「一般管理事務費」は、事務局維持運営費及び特別会計の運営に係る人件費や事務費のための繰出金が主な経費です。

「職員派遣関係経費」は、総務課等職員 9 人分の経費です。

「後期高齢者医療制度事業費（補助分）」は、後発医薬品使用促進等経費です。

「臨時特例基金事業費（補助分）」は、広域連合及び市町村の広報等経費です。

「特別調整交付金事業費（補助分）」につきましては、臓器提供意思表示促進のための経費と、市町村での長寿・健康増進事業に対する補助分を計上したものでございます。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

次に、議案第 8 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」説明いたします。

「議案の概要」の黄色の仕切りの次の頁、「議案第 8 号関係資料」をご覧ください。

予算総額は、対前年度比 3.2% 増の 2,588 億 6,460 万円でございます。

対前年度増の主な理由といたしましては、歳出予算総額中、大半を占めている保険給付費について、平成 24・25 年度の保険料率算定時の算出に基づき、増額推移すると見込まれることから、前年度と比べて増額となるものです。

主な歳入予算です。

まず、市町村支出金の保険料等負担金ですが、市町村で徴収いただく保険料と、保険基盤安定制度による保険料軽減分の負担金を合算したもので、記載の金額を見込んでおります。

このうち市町村別の内訳は、次の頁にある別紙の、【B】欄と【C】欄に記載しています。

次に、市町村支出金の療養給付費負担金ですが、療養給付費につきましては、保険料のほか、国、県、市町村そして支払基金、いわゆる若人からの支援金ですが、予め法律で定められた割合で負担いただくこととなっております。

平成 25 年度の療養給付費 約 2,463 億円を見込んでおりまして、これを基に、12 分の 1 を市町村から負担いただくこととなっており、金額は資料記載のとおりであります。

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金については、今ほど、説明したとおり療養給付費に対するそれぞれの負担額が主なものとなります。

繰入金は、事務費繰入金のほか、臨時特例基金繰入金、これは低所得者等の保険料軽減分への補填財源ですが、及び医療財政調整基金からの繰入金、これは保険料上昇抑制対応の財源です。

続きまして、主な歳出予算です。

総務費ですが、レセプト 2 次点検業務委託料などの医療給付に係る経費、電算システムに係る経費、業務課職員の人件費 16 人分などです。

保険給付費は、療養給付費等として、記載の額を見込んでいます。

保健事業費は、健康診査事業の市町村への委託料です。

以上で、説明を終わります。

**○議長（佐藤 豊美）** それでは、これより、議案第 1 号「専決処分について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐藤 豊美）** ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 1 号「専決処分について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐藤 豊美）** ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号「新潟県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 豊美） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 豊美） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」の質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

質問をする場合は、通告した内容の範囲での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

また、質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につ

きましては議席から発言をお願いいたします。

藤ノ木浩子議員。

〔藤ノ木議員、登壇、質疑〕

◆藤ノ木 浩子 津南町から参りました藤ノ木浩子と言います。

第2次広域計画についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度は県下全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体であり、保険者であります。

市町村とも役割を分担し運営されておりますが、その広域連合の第2次計画が第1次計画となんら変わらないというのはどういうことでしょうか。

1次計画との違いをお聞かせください。

高齢者が安心して医療を受けることができ、健康で長生きできるよう、具体的な目標、政策を盛り込むべきではないでしょうか。連合長のお考えを伺います。

◎広域連合長（篠田 昭） はい。

○議長（佐藤 豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田 昭） 藤ノ木議員の第2次広域計画についてのご質問にお答えします。

第2次広域計画の作成方針については、第1次広域計画の計画期間の状況を踏まえまして引き続き基本方針を踏襲しておりますので、構成内容は第1次広域計画とほぼ同様となっております。

広域計画の項目については、地方自治法第291条の4の規定により、広域連合の規約に定めることとなっております。

新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条に規定されております後期高齢者医療制度の実施に関連して、「広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること」と「広域計画の期間及び改定に関すること」の2項目を基本とし、「計画の趣旨」、「計画の項目」、「計画の基本方針」及び「資料編」を加えて構成しております。

次に広域計画に具体的な目標、政策を盛り込むべきではないか、とのご指摘ですが、地方自治法に基づき任意で設置されております一般的な広域連合の広域計画であれば、具体的な目標、事務、事業等を掲げこれに基づいて事務を処理する

ということになります。

しかしながら、後期高齢者医療広域連合については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき設置される特別な広域連合であり、事業については医療給付に限られ、同法におきまして具体的な処理事務等が規定されていることなどから、当広域連合の計画には、具体的な目標、政策は記載しておりません。

なお、広域計画の内容の構成は、全国的にはほぼ同様となっております。

◆藤ノ木 浩子 はい。

○議長（佐藤 豊美） 藤ノ木議員。

◆藤ノ木 浩子 再質問させていただきます。

今の説明ですと、法律に則ってこのような計画になったということなのですが、連合長ご自身は新潟県の後期高齢者医療の計画について、もっと政策的なものを盛り込むというお考えがないのかお伺いいたします。

私いただいた資料の中で、県全体の医療給付も一人あたりの医療給付費も年々増加している傾向があることがわかりましたし、ただ、市町村別に見ますと、対前年度比で下回っている市町村が10市町村で、20市町村は前年度より上回っていましたが、一人当たりの医療給付費が最も低いところと、最も高いところでは、医療費が20万円近く差がありました。

23年度の成果表などを見ましても、健康診査の受診率の高い市町村はやはり、具体的にいきますと粟島浦村や私のところの津南町や刈羽村、湯沢町、こういったところは受診率もいいのですが、合わせて一人あたりの医療給付費が低いというふうに資料では見受けられるのです。

積極的に健康診査の受診率を上げることや健康増進事業に進んで取り組むことが医療費の削減、抑制につながるのではないかというふうに思いますが、もう一度お伺いします。

◎広域連合長（篠田 昭） はい。

○議長（佐藤 豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田 昭） 健康診査や保険料については、具体的な目標値は示し



ておりませんが、計画に事務分担、役割分担について記載しております。

具体的な取り組みについては、毎年度市町村と協議しながらしっかりと事務を進めております。

○議長（佐藤 豊美） 藤ノ木議員。

◆藤ノ木 浩子 もう一点申し上げたいのですが、保険者であるこの広域連合が高齢者の命を守るという点で、高齢者への負担を増やさないように、この計画の中にもっと国へ提言していくことを盛り込むべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎広域連合長（篠田 昭） はい、議長。

○議長（佐藤 豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田 昭） 先ほども申し上げましたように後期高齢者医療広域連合については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき設置される特別な広域連合であり、事業については医療給付に限られ、同法におきまして具体的な処理事務等が規定されているということでございます。

そのようなことから今回のような形で処理をさせていただきます。

○議長（佐藤 豊美） 以上をもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 豊美） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 豊美） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤 豊美） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤 豊美） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤 豊美） ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤 豊美） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 一般質問について

○議長（佐藤 豊美） 次に、日程第12、一般質問を行います。

質問をする場合は、通告した内容の範囲での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間につきましては、1人15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

それでは、通告順により、質問を許します。

初めに、藤ノ木浩子議員に質問を許します。

◆藤ノ木浩子 はい。

○議長（佐藤 豊美） 藤ノ木浩子議員。

[藤ノ木議員、登壇、質問]

◆藤ノ木 浩子 津南町の藤ノ木です。

1点お伺いいたします。

後期高齢者医療制度の今後の見通しについてお伺いいたします。

2008年の自公政権の構造改革路線に基づき、医療の大改悪が行われ、75歳以上の高齢者は、公的医療保険から引き離され、年齢で差別し、負担増を強いる制度に組み込まれました。

この年齢で差別する医療制度に国民は怒り、世論や運動によって民主党政権は廃止を約束しましたが、その後、社会保障改革国民会議に議論を委ねました。

保険者である連合長は、今後この医療制度に対しどのような見通しを持っておられるのかお伺いいたします。

◎**広域連合長（篠田 昭）** はい。議長

○**議長（佐藤 豊美）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 藤ノ木議員の後期高齢者医療制度の今後の見通しについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革推進法により、今後の高齢者医療制度については状況等を踏まえ必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされました。

昨年11月から国民会議が始まり、設置期限である今年の8月を目途に結論を得ることとしております。

自民、民主、公明の3党による実務者協議も行われていますが、いまだに具体的な議論に至っておらず依然として先行き不透明な状況が続いております。

当広域連合としては、今後も国の動きを注視し制度の改善・見直しについては、必要に応じて全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じ、国への要望活動を行ってまいりたいと考えております。

◆**藤ノ木 浩子** はい。

○**議長（佐藤 豊美）** 藤ノ木議員。

◆**藤ノ木 浩子** 今お話がありましたようにまだ不透明だということですが、この制度が存続すること自体が75歳以上の人口が増え、医療費が増えることによって

保険料に跳ね返る仕組みになっておりますから、この制度そのものが存続していけば高齢者に負担を強いるだけでございます。

滞納者も年金の少ない方が多く見られる状況もあります。

高齢者の皆さんは収入も限られていますし、低年金の方にとっては非常に重い負担となっています。

高齢者に冷たい制度だと思いますが、存続を私はこれからも許してはいけないと、元の制度に戻すように願っているわけですが、連合長の考えをもう一度お伺いいたします。

◎**広域連合長（篠田 昭）** 議長。

○**議長（佐藤 豊美）** はい、篠田連合長。

◎**広域連合長（篠田 昭）** 再質問にお答えいたします。

そのようなご意見も一部にあることは承知しておりますが、制度施行後まもなく5年が経過しようとしております。

現在では、制度に対する苦情はほとんど来ていないというような状況であり、すでに定着しているものではないかという認識が広がっていると思います。

○**議長（佐藤 豊美）** はい、藤ノ木議員。

◆**藤ノ木 浩子** 制度が定着しているという連合長のお話ですけれども、高齢者は年金も減らされ、介護保険料も天井知らずに上がっています。

それに加えてこの医療制度の保険料までがどんどん上がっていくような仕組みで存続していくということは、高齢者にとっては本当に生きていくのに大変な制度だと思います。

私はぜひ高齢者の声をしっかり聞きながら、やはり高齢者の負担を減らす安心して医療が受けられる制度に戻すように連合長からも国に求めていっていただきたいと思いますが、もう一度お伺いします。

◎**広域連合長（篠田 昭）** はい、議長。

○**議長（佐藤 豊美）** 篠田広域連合長。

◎**広域連合長（篠田 昭）** 再質問にお答えいたします。

基本的には、この制度はかなり定着してきていると思いますし、これから制度廃止によって今の制度より改悪されると言ったことがないように我々も注視していかなければならないというふうに思っております。

また、いろいろな度重なる見直しということになると高齢者の方々に、むしろ不安、懸念を生じさせてしまう恐れもあるのではないかと、そのあたりについてもそのようなことがないように努めてまいりたいと思っております。

○**議長（佐藤 豊美）** 次に、佐藤守正議員に質問を許します。

◆**佐藤 守正** はい。

○**議長（佐藤 豊美）** 佐藤守正議員。

〔佐藤議員、登壇、質問〕

◆**佐藤 守正** 湯沢町議会の佐藤守正であります。

2点にわたって質問を行います。

1点目は、一般会計における共通経費の市町村別負担額についてであります。

この負担額は、人口の多い大都市には軽く、人口の少ない町村部には重いという傾向が明確にあります。

7号議案の参考資料として配付されている資料の中に平成25年度予算における市町村共通経費負担金見込み一覧があります。

その一覧に載っている市町村別負担額を、第2次広域計画に記載されている平成24年4月1日現在の市町村別被保険者数で割って、被保険者一人あたりの負担額を計算しています。

その結果は、新潟市では一人あたり3,198円、長岡市では2,995円、三条市は3,151円、上越市は2,928円と大きな市では3,000円前後であります。

それに対して町村部では次のとおりであります。

刈羽村7,725円、弥彦村6,265円、湯沢町5,244円、出雲崎町5,228円。

このように町村部は5,000円から7,000円と都市部に比べて明らかに高いのであります。

中でも粟島浦村は極端に高く、被保険者一人あたり 35,127 円と新潟市の 10 倍以上であります。

これは、共通経費の算出の仕方に原因があります。

共通経費は、人口割 50 パーセント、被保険者割 40 パーセント、均等割 10 パーセントで算出しております。

25 年度予算で言えば、この共通経費負担金の総額は 10 億 9,593 万円ですから均等割になるとその 10 パーセントは 1 億 0,959 万円になります。

それを 30 の市町村で割った 365 万円が均等割額として各市町村に一律に割り当てられるわけでございます。

新潟市は、被保険者が 9 万 8 千人以上いますので、一人あたり 37 円になります。

これに人口割 50 パーセントと被保険者割 40 パーセントが加わって、一人あたりは 3,198 円になるわけです。

同じように刈羽村の場合を計算してみますと、均等割一人あたり 4,952 円です。

これに人口割と被保険者割を加えて結果的には 7,725 円になります。

先ほど私は粟島浦村は一人あたり 35,127 円だと言いましたが 1 自治体あたりの均等割負担額 365 万円を粟島浦村の被保険者 110 人で割ると一人あたり 33,181 円になってしまうのであります。

これに人口割、被保険者割を加えて一人あたり 35,127 円です。

新潟市の被保険者一人あたりの負担額が 3,198 円、粟島浦村では 35,127 円。

この不均衡の原因は 10 パーセントの均等割にあるのは明確であります。

これは放置しておいてよい不均衡だとは思いません。

この均等割をせめて 5 パーセントぐらいまで下げることにはできないのでしょうか。

二つ目の質問は、差し押さえについてであります。

去る 2 月 14 日付けの新聞赤旗は次のように報道しています。

厚生労働省の発表で、後期高齢者医療制度で保険料滞納のために差し押さえを受けた人が 2011 年度全国で 1,986 人に上るとの報道であります。

うち、新潟県では 15 人、差し押さえにかかわる滞納保険料の金額は 109 万円になるとのことです。

平均すれば一人あたり 7 万円の滞納で差し押さえを受けていることになります。

広域連合のホームページに載っている昨年 11 月の医療懇談会の報告によれば、新潟県では滞納による資格者証の発行はいまだに 1 件もなく、昨年 6 月 1 日現在で滞納者は 2,035 人いるものの、納付相談などの結果、短期証に切り替えた人は



90人に絞られたとのことであります。

これらの状況の中で差し押さえに至るといのはなかなか考えにくいのでありますけれども、実際に15件の差し押さえがあったとしたらいったいどのような事情があったのかご説明いただきたいと思っております。

以上であります。

◎**広域連合長（篠田 昭）** 議長。

○**議長（佐藤 豊美）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田 昭）** 佐藤守正議員のご質問にお答えいたします。

初めに共通経費負担金における均等割の負担割合についてですが、共通経費の負担割合については広域連合の設立時に構成市町村がそれぞれの議会の議決を経て協議し、広域連合の規約の中に定めたものであります。

均等割の10パーセントの割合については、当時いろいろなご意見をいただきましたが行政として必要最低限の経費を負担していただくものであり、小規模自治体にも配慮した負担割合ということで最終的に構成市町村全てが了解して定められたものであります。

平成20年度の制度開始以降、この割合について見直しを求めめるご意見を構成市町村からいただいたことはございません。

このことから、均等割10パーセントについては妥当なものであると現時点で考えております。

次に保険料滞納者の差し押さえについてです。

保険料滞納者の差し押さえについては、平成21年5月20日付けの厚生労働省通知により資格証発行に至らぬように、滞納処分の積極的な実施を求められております。

当広域連合としては、この通知内容について、市町村から適切に運用をしていただき滞納処分については、機械的な運用とせず、きめ細かな収納対策を行ったうえで実施することが基本と考えております。

差し押さえに至るケースや事情ではありますが、市町村に確認したところ、納付計画による分納契約を交わしながら、度々の約束の延期や破棄が続くなど納付の

約束が守られないことから最終的に差し押さえに至ったとのことであり、また、後期高齢者医療保険料のみで差し押さえたものではなく、他の税や保険料などでも滞納が累積していたことから後期高齢者医療保険料の滞納処分についても合わせて実施をされたというふうに伺っております。

◆佐藤 守正 はい。

○議長（佐藤 豊美） 佐藤守正議員。

◆佐藤 守正 まず1点目であります。

今の連合長のご答弁では異議の申し立てがない、それぞれの議会で承認したことであるからということであります。

しかし、私がさっき申し上げましたようにこれほど大きな不均衡があるという現実がある以上それを改善するという努力がなされて当然然るべきではないかと私は思うんですけれどもいかがでしょうか。

もし、10パーセントの均等割を5パーセントに減らして、5パーセントを人口割ないしは被保険者割のほうにくっつけると、私の試算では3,500円から3,800円くらいで町村部も都市部もほぼならされるんですね。

それぐらいのことがどうしてできないのか私は大いに疑問でありますけれどもいかがでしょうか。

2点目であります。

2点目の質問で明確に悪意のある滞納の場合、それは差し押さえになってもやむを得ないかと思えます。

しかし、先ほどの連合長の答弁では、そのほかの税についてもたくさん滞納がある人が後期高齢者医療の保険金も滞納しているのだからというお話でしたけれども、だとすれば貧困が原因の滞納、それが15人のほとんどではないかと私は思います。

貧困が原因の滞納でありながら、また差し押さえを受けなければならないという高齢者の環境をこのまま放置しておいていいのでしょうか。

こうゆう差し押さえの仕方についてもう一度連合長の見解をお尋ねしたいと思います。以上です。

◎広域連合長（篠田 昭） はい。

○議長（佐藤 豊美） 篠田広域連合長。

◎広域連合長（篠田 昭） 再質問にお答えいたします。

構成市町村の負担割合の問題でありますけれども、これにつきましてはそのような必要がある、あるいはそのような提案が市町村担当課長会議などで検討して出てくるということになれば、これは規約改正にむけた事務を進めていくということになろうかと思えます。

湯沢町からも出されていないということでもあります。

そして、基本的な考え方ですけれども、全国の後期高齢者医療広域連合において共通経費負担金の均等割の比率を見ますと10パーセントとしている団体が制度開始当初の平成20年度においては、47団体のうち40団体であったということがあります。

これが現在は39団体という状況であります。

当時からほとんど変わっていないということでもあります。

神奈川県が平成21年度から10パーセントから5パーセントに引き下げ、福岡県は平成23年度から従来2パーセントだったものを7パーセントに引き上げたということでもあります。

その他45団体については、平成20年度から変わっていないという状況であり、我々もそういう状況の中で今の形で特に構成市町村などから異議が出ていない状況も含めて、現状のとおりということで当分行かせていただきたいというふうに思っております。

また、滞納について貧困が原因ではないかというようなお話がございましたが、これについては関係の市町村でしっかりと状況を把握し、そして意見交換を含めたうえで、先ほど申し上げたような状況の調整の中で制約が守られないということでは差し押さえに踏み切ったと聞いております。

◆佐藤 守正 はい。

○議長（佐藤 豊美） 佐藤守正議員。

◆佐藤 守正 3回目の質問をさせていただきます。

先ほど連合長は47都道府県のほとんどが均等割10パーセントで行っていると

いうふうにおっしゃいましたけれども、新潟県は粟島浦村という特殊な条件があると私は思っております。

あそこは被保険者が 110 人なんですよ。

それで 365 万を引き受けなければならないという特殊な条件をほおっておいていいのでしょうか。

あそこは完全な医療僻地ですよ。

診療所はあるけれども医師はいない、看護婦さんがいて村上の病院との間のテレビ電話で診察を受けるけれども治療してもらうには本土まで渡らなければならない、そういう条件でありながら負担だけはこんなに極端に重いといったことを放置しておいていいはずがないと私は思います。

これはぜひ検討していただきたいと思っています。

それから、2 点目の差し押さえの件ですけれども、高齢者から一人ひとり保険料を取らなければならないという制度にした歪みがこんな形で表れてしまっているのではないかと考えているのです。

以前の老人保険制度の時には高齢者が一人ひとり自分で保険料を納めなくていい制度だったときはこんなことは生まれなかったはずですよ。

2 点目については私の意見として聞いていただければそれでいいです。

1 点目についてももう一度ご答弁いただければありがたいと思います。

◎**広域連合長（篠田 昭）** はい。

○**議長（佐藤 豊美）** 篠田広域連合長。

◎**広域連合長（篠田 昭）** 1 点目の均等割の率でございますけれども、後期高齢者医療広域連合の中で今の粟島浦村の医療の過疎などの問題は到底解決できないことでありまして、それはまた別のところでの制度設計が必要なんではないかというふうに考えております。

また、大変恐縮ですが、例えば、この広域連合に派遣されている職員でございますけれども、基本的に 25 人のうち 24 人が市から派遣されているという状況で人的支援も市は手厚くやっているということも頭に置いていただければと思います。

○**議長（佐藤 豊美）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

---

○議長（佐藤 豊美） これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成 25 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午後 2 時 57 分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

佐藤 豊美

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

豊岡 賢二

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

小林 政榮